

令和元年度 事業計画書

自:令和元年 12月 18日

至:令和 2年 3月 31日

一般社団法人 大学アライアンスやまなし

1. 活動方針

一般社団法人 大学アライアンスやまなし(以下、本法人)は、大学相互間や大学と研究機関等との間における連携推進事業を行い、教育、人材育成、研究及び運営に係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築することを目指している。

このため、令和元年度は「事業実施に向けた運営及び具体的な連携事業を検討する体制の構築」を活動方針として掲げ、令和2年度からの本学的な連携事業の実施に向けて、ルールづくりや社員(大学)間の調整などの準備に着手する。

また、本法人は、各種事業の実施を図ることで、地域を支える人材育成やイノベーションの進展に寄与するとともに、地域の発展に資することを目的としていることなどを考慮し、本法人の設立年度である今年度から、法人設立の意義(趣旨)や今後展開する事業構想について、地域社会に対し、積極的に情報を公開するとともに、国において検討が進められている“大学等連携推進法人(仮称)制度”の活用等を含めた各種制度を活用し、地域の需要等に応えることができる連携事業の検討を進めていく。

2. 事業計画

2-1:総務関係

2-1-1:会議等の開催

本法人の事業運営および財務等に関する重要事項を審議するため、次の会議等を開催する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) その他会議等
 - ・ 委員会
 - ・ 開設記念式典(仮称)

2-1-2:事務局の整備

本法人の事務を処理するための事務局を設立し、正確かつ迅速な情報共有を図り、法人に参画する社員間の効果的な連携体制を構築できるスムーズな会議等の運営を行うことため、次の事業を行う。

- (1) 事務局の整備(山梨大学本部棟2階)
- (2) 他機関における法人運営に係る調査
- (3) 法人運営に必要となる各種規則の整備

2-1-3:広報機能の強化

本法人の設立意義や山梨大学と山梨県立大学(以下、両大学)が取組む連携事業構想を様々な広報活動を通じて、地域社会をはじめとする関係者に広く紹介し、本法人の取組みへの理解を得るため、次の事業を行う。

- (1) 本法人のホームページの開設
- (2) 一般社団法人の設立発表(共同記者会見の実施)
- (3) 各種報道機関からの取材対応

2-2:連携事業関係

2-2-1:連携事業の運営法人(一般社団法人)の設立

両大学が連携して行う各種事業に対し、一定のガバナンスを掛け、具体的な連携事業の運営を担う法人を設立し、構想の実現を担保するため、次の事業を行う。

- (1) 連携事業の実施を担保する運営法人の設立
- (2) 法人運営の執行機関である理事会の設置
- (3) 地域からの高等教育に対する意見を反映できる体制の整備

2-2-2:連携事業の検討体制の構築

両大学の連携事業を令和2年度から本格に実施できるよう、参画する社員間での協議を行う機会を確保し、実行性を高めるため、次の事業を行う。

- (1) 理事会の傘下に連携事業の実施に向けた検討機関である「連携事業実施委員会」と教育の質保証に係る「教育の質保証委員会」の設置
- (2) 参画する社員間の調整を図るため、「連携事業実施委員会」を設置し、その傘下に具体的な連携事業の協議機関である5つの検討WGの設置

2-2-3:具体的な大学間連携事業の検討

令和2年度からの教育・研究分野をはじめとする様々な分野での連携事業を展開するため、次の事業に係る検討及び実施に向けた準備を行う。

- (1) 学生教育の充実
- (2) 高度専門人材の養成
- (3) 教育資源の有効活用
- (4) 学生及び教職員の交流
- (5) 効率的な大学運営

2-2-4:大学等連携推進法人(仮称)認定に向けた準備

現在、文部科学省において制度化が検討されている「大学等連携推進法人(仮称)」の全国初の認定に向けた準備を加速させるため、次の事業を行う。

- (1) 文部科学省をはじめとする関係機関との事前相談(協議)
- (2) 中央教育審議会(大学分科会)の傍聴などによる情報収集
- (3) 本法人に参画する社員への情報提供(大学構成員への事前説明)

以上